

おおい町女性の雇用環境整備事業補助金交付要綱

（ 令和 7 年 3 月 2 5 日
告 示 第 6 5 号 ）

（趣旨）

第1条 おおい町女性の雇用環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、おおい町補助金等交付規則（平成18年おおい町規則第32号。以下「交付規則」という。）及びおおい町商工観光課所管補助金等交付要綱（平成20年おおい町告示第35号。以下「交付要綱」という。）のほか、この要綱で定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、町内の女性労働者の能力の発揮および雇用の安定に資するため、自社の女性の活躍状況を把握し、男性と比べて女性の活躍に関し改善すべき事情がある場合に、当該事情の解消に向けた目標を掲げ、女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組む事業者に対して、補助金を交付することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- （2） 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金申請時において、次の要件のすべてを満たす中小企業者とする。ただし、町長が特別な理由があると認めたものについては、この限りでない。

- （1） 町内に本社又は事業所を置いていること
- （2） 市町村税の滞納がないこと
- （3） おおい町商工会に加入していること
- （4） 「ふくい女性活躍推進企業」に登録していること
- （5） 国及び県、その他自治体又はその他の団体等からこの補助金交付の対象となる経費について、補助を受けていないこと
- （6） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条に規定する風俗営業に該当しない事業及び公序良俗に反しない事業を営む予定

であること

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費については、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象事業は、交付決定日以降に着手し、年度末までに完了するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で町長が定めた額とし、町に宣誓する内容に応じて次の表のとおりとする。

宣誓内容	補助金の上限	補助率
① 商工会の主催するセミナーに参加すること ② 従業員の育児休暇取得率の向上に努めること ③ 従業員の有給休暇取得率の向上に努めること	100万円	3分の2
※上段①から③に加えて ④ 雇用する労働者のうち女性の割合の引き上げに努めること ⑤ 管理職について女性の登用を進めること	300万円	3分の2

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(指定の申請)

第7条 補助金の交付の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類をおおい町商工会を経由し、町長に提出しなければならない。

- (1) おおい町女性の雇用環境整備事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) おおい町女性の雇用環境整備事業実施計画書(様式第2号)
- (3) おおい町女性の雇用環境整備事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 事業実施場所位置図
- (5) 事業に係る経費の見積書又はカタログ等の写し
- (6) 「ふくい女性活躍推進企業」登録通知書の写し
- (7) 同意書(様式第4号)
- (8) 宣誓書(様式第5号)
- (9) 納税証明書(指定申請書を提出する時点において町外に居住している方のみ。その市町村発行のもので発行日から3ヶ月以内のものに限る。)
- (10) おおい町商工会の会員であることを証するものの写し

2 前項の書類の提出期限は、町長が別に定める。

(補助金の交付回数)

第8条 同一企業に対する本補助金の交付は、同一年度につき1回を限度とする。

(審査)

第9条 町長は、第7条に規定する書類の提出があったときは、書面による審査を行うものとする。

2 町長は、前項の審査を行ううえで、資料の追加等が必要と判断した場合は、申請者に資料の追加等を求めることができるものとする。

(交付の決定)

第10条 町長は、第7条に規定する書類の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、交付要綱第5条の規定により補助金交付決定通知書（様式第6号）を補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 町は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金交付事業の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(2) 補助事業者は、補助事業に係る事例その他町長が必要と認める事項の公表について、町に協力するものとする。また、町が実施する女性活躍推進のための事業に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(3) 補助事業者は、交付決定を受けた日の属する年度から5年度分の各年度の第6条の宣誓内容の状況について、町に報告するものとする。

(補助事業の変更等)

第12条 交付要綱第7条の規定により、補助事業者は、補助事業の変更、中止及び廃止をしようとするときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 町長は、前項の申請を承認すべきものと認めたときは、補助事業計画変更承認通知書を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から30日を経過した日又は第10条による交付の決定の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) おおい町女性の雇用環境整備事業補助金実績報告書（様式第7号）

(2) おおい町女性の雇用環境整備事業補助金実績書（様式第8号）

(3) おおい町女性の雇用環境整備事業収支決算書（様式第9号）

(4) 事業に係る経費の契約書、請求書及び領収書等の写し

(5) 事業実施後の写真

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による報告書その他の書類の提出があったときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、おおい町女性の雇用環境整備事業補助金請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(取得財産等の管理)

第16条 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増した財産（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って適正に使用しなければならない。

2 補助事業者は、財産について、財産管理台帳（様式第12号）を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。また、財産について、補助事業により取得したことがわかるよう、ラベル等の標識により「おおい町女性の雇用環境整備事業補助金」と見やすい箇所に表示しなければならない。

3 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内においては、補助金の交付の目的に反して財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部又は一部を返納した場合はこの限りでない。

4 補助事業者は、前項の期間内において、財産を処分しなければならない事由が生じたときは、あらかじめおおい町女性の雇用環境整備事業財産処分承認申請書（様式第13号）を速やかに町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、天災その他補助事業者の責に帰さない事情等によるやむを得ない場合についてはこの限りでない。

5 町長は、前項の規定に基づき財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を町に納付させることができる。

(交付決定等の取消し)

第17条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が補助金の交付決定の内容、交付決定に付した条件、第12条から前条までの規定、交付規則、交付要綱、又は関係法令に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 町長の承認を受けずに補助事業を変更し、又は補助事業の遂行の見込みがないとき。

(4) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(廃業等する場合の措置)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了した日から5年未満で廃業又は休業を行おうとするとき、事前にその旨を町長に報告しなければならない。その場合、町長は、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 5 月 20 日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和 12 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金の交付及びおおい町女性の雇用環境整備事業補助金成果報告書の提出については、当該交付又は提出がされるまでの間、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	内 容
改 修 工 事 費	・ 女性専用スペースの充実化に要する費用 （女性専用トイレ、更衣室、休憩室、授乳室他町長が適当と認める設備） ・ 男女兼用スペース又は男性専用スペースを改装・分割して、女性専用スペースを新設するための費用
備 品 購 入 費	・ 当事業で新設する女性専用スペースに付属する備品購入費用 （トイレに設置するウォシュレット、更衣室に設置するエアコン等） ・ 工事現場等における女性専用仮設トイレ及び仮設更衣室の購入費用

備考

- 1 補助対象となる経費については、改修工事費と工事に直接関連する諸経費、備品購入費とし、既存設備の取り壊し費用は対象外とする
- 2 改修工事の実施は、町内における自己所有の事業所に限る
- 3 男女兼用スペースまたは男性専用スペースを改装・分割する場合は、女性専用スペースに該当する費用のみに限る
- 4 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 補助対象となる経費について、自社で施工または調達した経費については、対象外とする

年 月 日

おおい町長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

おおい町女性の雇用環境整備事業補助金交付申請書

下記のとおり、おおい町女性の雇用環境整備事業補助金の交付を受けたいので、おおい町女性の雇用環境整備事業補助金交付要綱第 7 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業に要する経費 : 円
- 2 補 助 対 象 経 費 : 円
- 3 補 助 金 交 付 申 請 額 : 円

4 提出書類

- (1) おおい町女性の雇用環境整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) おおい町女性の雇用環境整備事業実施計画書（様式第 2 号）
- (3) おおい町女性の雇用環境整備事業収支予算書（様式第 3 号）
- (4) 事業実施場所位置図
- (5) 事業実施前の写真（改修等を行う場合）
- (6) 事業に係る経費の見積書又はカタログ等の写し
- (7) 「ふくい女性活躍推進企業」登録通知書の写し
- (8) 同意書（様式第 4 号）
- (9) 宣誓書（様式第 5 号）
- (10) 納税証明書（指定申請書を提出する時点において町外に居住している方のみ。
その市町村発行のもので発行日から 3 ヶ月以内のものに限る。）
- (11) おおい町商工会の会員であることを証するものの写し

(経由) 商工会確認

おおい町女性の雇用環境整備事業実施計画書

1 申請者の概要

名	称				
本	社	所	在	地	
業		種			
住		所			
電	話	番	号		
F	A	X			
E	-	m	a	i	l
雇用する労働者の構成	区	分	男	性	合
	常時雇用する労働者数				
	正社員				
	非正社員				
	管理職の数				
担	当	者	職	氏	名
		担当部署	:		
		担当者職氏名	:		
		電話	:		
		E-mail	:		

2 申請事業の内容

事	業	内	容				
事	業	目	的	・	理	由	
見	込	ま	れ	る	効	果	
事	業	実	施	ス	ケ	ジ	ュ
ー	ル						

様式第3号（第7条関係）

おおい町女性の雇用環境整備事業収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	金 額	明 細
町 補 助 金		おおい町女性の雇用環境整備事業補助金
自 己 資 金		
借 入 金		
合 計		

2 支出の部

費 目	補助対象経費		積算明細等
	(消費税込み)	(消費税抜き)	
合 計			

様式第4号（第7条関係）

同 意 書

おおい町女性の雇用環境整備補助金交付要綱に定める交付対象者であることを確認するために、町税の滞納の有無について、おおい町長が調査することに同意します。

おおい町長 様

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

宣 誓 書

おおい町長 様

女性活躍の推進について、下記のとおり取り組むことを宣誓します。

年 月 日

- ☐ 商工会の主催するセミナーに参加します。
令和 年までに 回／年
 - ☐ 従業員の育児休暇取得率の向上に努めます。
令和 年までに %（直近の実績：令和 年 %）
 - ☐ 従業員の有給休暇取得率の向上に努めます。
令和 年までに %（直近の実績：令和 年 %）
 - ☐ 雇用する労働者のうち女性の割合の引き上げに努めます。
令和 年までに %（直近の実績：令和 年 %）
 - ☐ 管理職について女性の登用を進めます。
令和 年までに 人（直近の実績：令和 年 人）
- ※目標設定の年は、原則 5 年後とする。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

様式第 6 号（第 10 条関係）

おおい町指令商第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあったおおい町女性の雇用環境整備事業補助金の
交付については、次の条件を付して金 円を交付することに決定したので、おお
い町女性の雇用環境整備事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知する。

年 月 日

おおい町長

⑨

条 件

- 1 この補助金等の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け補助金交
付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 3 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について
の証拠書類とともに 5 年間保存すること。
- 4 補助事業の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合又は補助事業を中止（廃止）
する場合は、補助事業変更等承認申請書を提出し、町長の承認を受けること。
- 5 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、
延滞なく報告して指示を受けること。
- 6 交付した補助金については、その使途及び経理状況について町の監査を受けることが
ある。

年 月 日

おおい町長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊞

〔 法人にあっては名称
及び代表者氏名 〕

おおい町女性の雇用環境整備事業補助金実績報告書

年 月 日付けおおい町指令商第 号で補助金の交付決定を受けたおおい町女性の雇用環境整備事業を実施したので、おおい町女性の雇用環境整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 おおい町女性の雇用環境整備事業

2 補助金の交付決定額及びその精算額

（1）交付決定額： 円

（2）精 算 額： 円

3 補助事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

（1） おおい町女性の雇用環境整備事業補助金実績書（様式第8号）

（2） おおい町女性の雇用環境整備事業収支決算書（様式第9号）

（3） 事業に係る経費の契約書、請求書及び領収書等の写し

（4） 事業実施後の写真

おおい町女性の雇用環境整備事業実績書

事業の実施内容	
事業の経過	
事業の実績	
事業実施によって 取得した財産	
宣誓内容に 係る取組	

様式第9号（第13条関係）

おおい町女性の雇用環境整備事業収支決算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	金 額	明 細
町 補 助 金		おおい町女性の雇用環境整備事業補助金
自 己 資 金		
借 入 金		
合 計		

2 支出の部

経 費 区 分	費 目	補助対象経費		積算明細等
		(消費税込み)	(消費税抜き)	
建 物 等 取 得 費				
修 繕 費				
備 品 購 入 費				
委 託 費				
そ の 他 の 経 費				
合 計				

※補助対象経費となるものを記載してください。

※適宜、行を追加してください。

様式第 1 0 号（第 1 4 条関係）

おおい町指令商第 号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては名称
及 び 代 表 者 氏 名 〕

年 月 日付けおおい町指令商第 号で交付決定をした（ 年
月 日付けおおい町指令商第 号で変更交付決定をした）補助金について次のと
おり額を確定したので、おおい町女性の雇用環境整備事業補助金交付要綱第 1 4 条の規
定により通知する。

年 月 日

おおい町長 ㊟

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 確 定 額 | 円 |

令和 年 月 日

おい町長 様

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあっては名称 〕
〔 及 び 代 表 者 氏 名 〕

おい町女性の雇用環境整備事業補助金請求書

令和 年 月 日付け、おい町指令商第 号で額の確定通知を受けたおい町女性の雇用環境整備事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

〔振込先〕

金 融 機 関 名								
支 店 名								
口 座 種 別 ・ 番 号	普通・当座							
口 座 名 義	フリガナ							

※添付書類 振込先口座の通帳の写し

様式第 1 2 号（第 1 6 条関係）

財 産 管 理 台 帳

財産名	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	取得年月日	保管場所	備考

- 1 おおい町女性の雇用環境整備事業により取得し、又は効用の増した財産について記載すること。
- 2 同一規格で同一単価であるものは一括して記載してよい。
- 3 取得年月日は、工事が完了した年月日とすること。

年 月 日

おおい町長 様

住 所

氏 名

⑨

〔 法人にあつては名称
及 び 代 表 者 氏 名 〕

おおい町女性の雇用環境整備事業財産処分承認申請書

年 月 日付けおおい商指令第 号で補助金交付額の確定通知を受けた
標記の補助事業により取得した財産を処分したいので、おおい町女性の雇用環境整備事
業補助金交付要綱第16条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 対象財産の品目及び取得年月日

- (1) 品 目
- (2) 取得年月日
- (3) 取 得 価 格
- (4) 残 存 簿 価

2 処分しなければならない理由（具体的かつ詳細に記載すること）

3 処分の時期 年 月 日

4 処分の方法

5 処分により得られる収益（見込み）

6 その他